

令和7年度 日立市インフルエンザ予防接種について

(経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(フルミスト点鼻液)用)

健康づくり推進課

TEL 21-3300

日立市では、2歳以上19歳未満で経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(フルミスト点鼻液)の接種を希望する方へ、接種費用を助成します。内容をお読みになり、主治医とよく相談して体調のよいときに受けてください。

経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(フルミスト点鼻液)は、鼻腔に薬剤を噴霧するタイプのワクチンです。

＜経鼻弱毒生インフルエンザワクチンについて、次の内容をご確認ください＞

- このワクチンは、弱毒生ワクチンのため飛沫または接触によりインフルエンザウイルスの水平伝播の可能性があります。同居者に免疫不全症や妊産婦がいる場合には、接種医にご相談ください(日本小児科学会では、インフルエンザHAワクチンでの接種を推奨しています)。
- このワクチンには、精製ゼラチンの成分が含まれているため、これまでにゼラチン含有製剤の接種やゼラチンによってアナフィラキシーを呈したことがある方は、接種医にご相談ください(日本小児科学会では、インフルエンザHAワクチンでの接種を推奨しています)。
- このワクチンは、重い喘息のある方または喘鳴の症状のある方は接種に注意が必要な方となっています。またワクチン接種後の副反応に、鼻閉・鼻漏、咳嗽などがありますので、接種医にご相談ください(日本小児科学会では、インフルエンザHAワクチンでの接種を推奨しています)。

1 助成の対象者と助成額等

ワクチンの種類	助成対象者(接種時の年齢)	接種回数	接種方法	助成額
経鼻弱毒生インフルエンザワクチン	2歳以上19歳未満	1回	鼻腔内に各1回噴霧	2,100円

※ 生活保護を受給しているかたで接種を希望するかたは、日立市内の協力医療機関での接種に限り、事前申請により接種費用が無料となります。

2 実施期間

令和7年10月1日(水)から令和8年1月31日(土)まで

※ 予防接種を受けてから免疫がつくまでに2週間程度要するため、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種することをお勧めします。

3 他予防接種との間隔

弱毒生インフルエンザワクチンと他のワクチンとの接種間隔についての定めはありません。また、医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができます。

4 接種方法

- (1) 日立市内の医療機関でのみ接種ができます。また、市への申し込みは必要ありません。

☆マイナンバーカードなど本人確認ができるものを持参し、日立市内の協力医療機関で接種してください。(協力医療機関については、市ホームページに掲載しています)

- (2) 生活保護を受給しているかた

接種前に申し込みが必要です。「インフルエンザ予防接種個人負担金免除申請書」の提出が必要です。

接種日の2週間前までに、健康づくり推進課・生活支援課・各支所の窓口で申請書をご記入のうえ提出するか、オンラインにより申請してください。

該当者には後日、個人負担金免除券(ピンク色)を郵送しますので、ご予約の上、医療機関へ持参してください。

【裏面も必ずお読みください】

オンライン申請はコチラ



(3) ワクチンについて

◆ワクチンの効果◆

経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（フルミスト点鼻液）は、インフルエンザウイルスを弱毒化した生ワクチンです。接種後に体の中に増えたワクチンウイルスに対する免疫ができ、インフルエンザウイルスの感染を予防します。

接種は、0.2ml を1回（各鼻腔内に0.1ml を1噴霧）、鼻腔内に噴霧して終了です。このワクチンは年度内に1回の接種となります。

◆ワクチンの副反応◆

副反応として、鼻閉・鼻漏、咳嗽、口腔咽頭痛、頭痛などが見られることがあります、また重い副反応としてショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管性浮腫など）や海外では脳神経障害、脳炎、けいれん（熱性けいれんを含む）、ギラン・バレー症候群、血管炎などが報告されています。

なお、副反応による健康被害が生じた場合の救済については、健康被害を受けた方または家族が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて手続きを行うことになります。

◆予防接種を受けることができない方◆

1. 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
2. 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
3. 過去に本ワクチンに含まれている成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある方
4. 明らかに免疫機能に異常のある疾患をお持ちの方、免疫抑制をきたす治療を受けている方
5. 妊娠していることが明らかな方
6. 経口または注射の副腎皮質ホルモン剤を使用している方
7. その他、医師が予防接種を受けることが不適当を判断した方

◆予防接種を受ける際に医師と相談していただく方◆

1. ゼラチン含有製剤またはゼラチン含有の食品に対して、ショック、アナフィラキシーなどの過敏症を起こしたことがある方
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある方
3. 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性の発疹などのアレルギーを疑う症状がみられた方
4. 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
5. 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、または近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
6. 重い喘息のある方または喘鳴の症状のある方
7. 薬の服用または食事（鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のもの）で発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
8. 発育が遅く、医師、保健師の指導を受けている方
9. 妊娠の可能性のある方（接種前1か月間避妊していない方）、授乳中の方
10. サリチル酸系医薬品（アスピリンなど）、ジクロフェナクナトリウム、メフェナム酸を服用している方

◆接種を受けた後は以下の点に注意してください◆

1. 接種後は、ショック、アナフィラキシーが起こることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
2. 接種当日は過激な運動は避けてください。また、健康状態に十分注意し、体調の変化、高熱難度の異常な症状を呈した場合には、すぐに医師の診察を受けてください。なお、接種当日の入浴は差し支えありません。
3. 妊娠が可能な方は、接種後2か月間は妊娠しないように注意しましょう。
4. 接種後1～2週間は乳児や重度の免疫不全の方との接触を可能な限り控えましょう。

5 予防接種による被害の救済について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

健康被害が生じ医療機関での入院治療が必要となったり障害が残ったりした場合などに、その健康被害が接種を受けたことによるものと国が認定したときは、医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。詳しくは、日立市健康づくり推進課（電話21-3300）へお電話ください。

問い合わせ先

日立市健康づくり推進課

〒317-0065 日立市助川町1-15-15

電話：21-3300 IP 電話：050-5528-5180

日立市ホームページの「インフルエンザ予防接種」はコチラ⇒

